

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

「ウェブサイト等のセキュリティに関する調査」へのご回答のお願い

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、上場会社のウェブサイト（IRページ）等において、公表前（リンク掲載前）の会社情報が外部者から閲覧できるケースがあるとの情報が寄せられたことを受け、「ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意点について」（平成24年10月1日自規G第16号）をご通知し、その具体例や留意点をお知らせいたしました（「別紙2」をご参照ください。）、その後においても同様のケースが散見されております。

仮に貴社において同様の状況にありますと、上場会社としての情報管理体制も問われかねず、ひいては、公表前の会社情報を基に貴社株式等の売買が行われた場合には、公正な売買が阻害され投資者が不測の損害を被るおそれがあります。

つきましては、このような不適切な情報利用を防止して証券市場の公正性を確保するため、全ての上場会社及び上場投資法人の皆様方に、今一度、ウェブサイト等への会社情報の掲載に関してシステム上のセキュリティ対策や掲載手順等をご確認いただきたく、下記のとおり「ウェブサイト等のセキュリティに関する調査」を実施いたします。

ご多忙の折大変恐縮とは存じますが、今回の調査の趣旨をご理解賜り、必ず貴社の状況をご確認のうえ、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. ご回答期限：平成25年3月26日（火）
2. ご回答方法：別添の回答用シート「（回答用シート）ウェブサイト等のセキュリティに関する調査.xls」にご回答の上、電子メール（syoken@nse.or.jp）にて当取引所に送信してください。なお、ご回答いただいた内容について、担当者の方に照会させていただく場合がございます。

※ 当取引所に単独で上場している会社のみご回答ください。

※ 具体的な調査項目は「別紙1」をご参照ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp

調査項目

【回答上の留意点】

- ・ウェブサイト等に関するセキュリティや公表資料の掲載手順等について把握している担当者の方に現在の状況をご確認のうえ、正確にご回答ください。
- ・公表資料のウェブサイト等への掲載を外部業者等に委託している場合は、必ず委託先に状況をご確認のうえ、ご回答ください。

Q 1. 会社情報に関する適時開示資料や適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等（以下、「公表資料」といいます。）について、自社のウェブサイト等（外部委託しているウェブサイト等を含む）に掲載していますか。

（「いいえ」の場合、以下Q 2、Q 3、Q 4へのご回答は不要です。）

Q 2. 公表資料を、公表予定時刻より前に「公開ディレクトリ」¹に保存する運用を行っていますか。

（「いいえ」の場合、以下Q 3、Q 4へのご回答は不要です。）

Q 3. 「公開ディレクトリ」に公表資料を保存した場合、トップページなど他のページにリンクを掲載していなくても、アドレス（URL）を推測・探知するなどしてアクセスすることで外部者による閲覧が可能です。公表予定時刻より前に外部者が閲覧できないようにするため、何らかのアクセスコントロール²を行っていますか。

- （a）ユーザ認証やパスワードによるアクセス制限を行っている。
- （b）その他の方法によりアクセスコントロールを行っている。
（アクセスコントロールの方法について具体的にご回答ください。）
- （c）アクセスコントロールは行っていない。

（（c）の場合のみ、以下Q 4にご回答ください。）

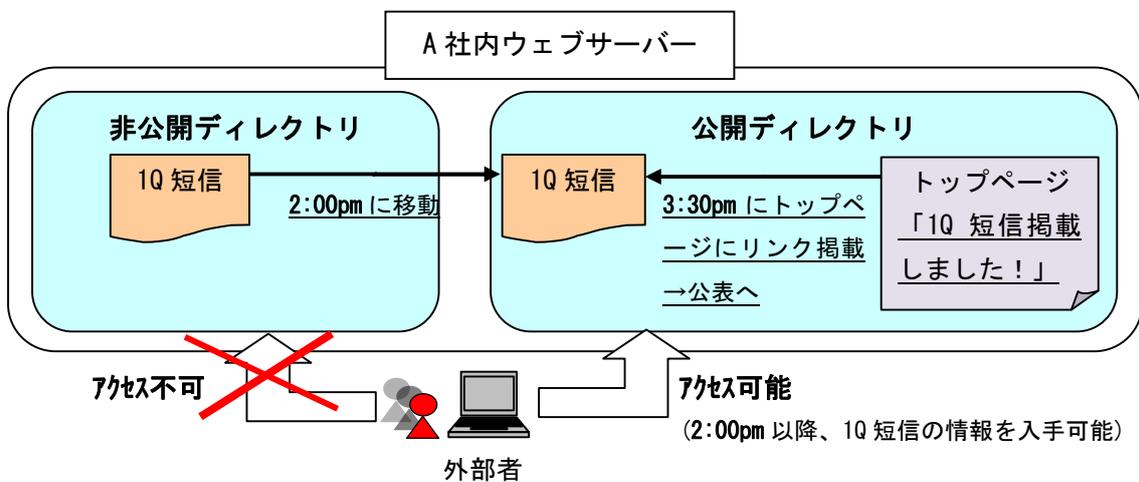
Q 4. 「公開ディレクトリ」に対してアクセスコントロールを行っていない場合には、公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないよう、そもそも公表予定時刻前には公開ディレクトリに公表資料を保存しない、あるいは、ユーザ認証やパスワードによるアクセス制限などのアクセスコントロールを行うといった対策を至急実施していただく必要がございます。つきましては、対策についてご検討のうえ、今後の実施予定（実施時期、方法等）をご回答ください。

¹ ウェブサーバー内のディレクトリ（フォルダ）のうちインターネットを経由して外部者からのアクセスが可能なディレクトリ（フォルダ）のことをいいます。

² アドレス（URL）を推測困難なものとするだけでは、何らかの方法により探知される可能性があるため、アクセスコントロールとしては十分ではないと考えられます。

【例】

- ① 上場会社 A 社は、自社の会社情報を TDnet（適時開示情報伝達システム）に公表する時刻に合わせて、自社ウェブサイトにも掲載して公表している。
- ② A 社は、自社ウェブサイトへの掲載処理をスムーズに行うため、公表予定時刻より前に公表予定資料を、予め「公開ディレクトリ」に保存し、公表時刻にトップページから当該公表予定資料にリンク付けをして、公表している。
 （下図では、A 社が、第 1 四半期決算短信（1Q 短信）を、午後 3 時 30 分に自社のウェブサイトに掲載するため、午後 2 時 00 分に公開ディレクトリに保存したと想定しています。）
- ③ 外部者が、公表予定資料のアドレス（URL）を推測して、「公開ディレクトリ」に保存された公表予定資料を公表時刻前に閲覧できる状況となっていた。



【留意点】

- ・ 公開ディレクトリは、アクセス権を付与しない、パスワードを設定する等、何らかのセキュリティ措置を講じない状態では、外部者からのアクセスが可能です。
- ・ トップページ等からのリンク付けを行っていなくても、対象ファイルのアドレス（URL）を推測するなどして、アドレス（URL）を直接指定してアクセスすることでファイルを閲覧することが可能です。
- ・ こうした事態を回避するためには、公表時刻までは公開ディレクトリに公表資料を移動しない、あるいは公表時刻より前に当該資料を公開ディレクトリに保存する場合は、外部者が閲覧できない様、何らかのアクセスコントロールを行うなどの対策が必要です。
- ・ 上記の例はあくまで一例ですので、各社の環境に応じて、ウェブ上の情報が適切に管理されているか再度チェックしていただきますようお願いいたします。

以上